

国策の責任はいったい誰がとるのか

～「原賠群馬訴訟」最高裁判決～

11年前、東日本大震災に伴って起こった忘れもしない悪夢の原発事故。この事故の原因は何なのか、今後事故を防ぐには何が必要なのか、これを司法が明らかにしてくれるのでは、と大きな期待をかけて私たち原発部会はこの訴訟を追いかけてきました。そして、2022年6月17日最高裁は判決を下しました。ところが、あろうことか、手を打っても防げなかつたらうから国に責任はない、という非論理的としか思えない判決。この判決はこれからの日本のエネルギー政策の方向性や科学・技術振興、学校教育に大きな影を落とすことはもちろん、故郷を追われた避難者に一層の苦しみを与えることとなりました。まずは、避難者の声に耳を傾けてみましょう。（報告者 坂田尚之）

原賠群馬訴訟原告 丹治杉江

◆9年間のご支援有難うございました

皆さん、「原発事故損害賠償群馬訴訟」に対しての物心両面でのご支援、本当に有難うございました。私がここまで頑張ってきたのは、皆さんが応援し、支えて下さったからです。そして群馬訴訟は悔しい結果で終わりましたが、裁判の目的は『福島の真の復興、被災者全面救済、原発のない公平・公正な社会を目指す』ことですので私の闘いはまだまだ続きます。また、最高裁判決とは言え、皆様もご承知の通り「仮に防波堤、防潮堤と



判決直前に熱く訴える原告の丹治さん

いう対策をしても、その対策では浸水を防げず、事故は防げなかった可能性が高い」と仮定に仮定を重ね、国を免責するというたくさんの疑問符のついた判決でした。地裁、高裁で明らかになった安全対策の重要建屋の水密化や非常用電源の高所配置などにはいっさい触れませんでした。何を審理したのか疑問が残ります。さらに、4人の裁判官の中でも見解が分かれ、検察官出身の1人の裁判官は他3人の多数意見の判決を痛烈に批判し、国が東電に規制権限を行使しなかったのは「国家賠償法1条1項の適用上違法だ」とする反対意見を判決文の全54ページ中、30ページに及ぶ長文で付けるという異例な判決文でした。全国で闘う原告らはこの三浦守裁判官の反対意見こそが「第2判決」と呼び、後続の全国各地の同様の訴訟で、再度、最高裁で勝つまで闘い続けることを誓い合いました。

◆2013年9月前橋地裁に原発事故の責任の追及と賠償を求めて提訴して9年

私は2011年7月、福島第一原発から約35キロの福島県いわき市から前橋市に自力避難してきました。11年の避難生活の全てが福島被災者支援と、国・東電の事故責任を問う裁判対策（準備）の日々でした。この間、福島では惨事便乗型の復興が進められ、被災者が求めている「元のふるさと福島返せ!」の願い切り捨て政策が進行する

中で、私は最高裁勝利判決にわずかな救済の希望をつないでいましたが、心の救済も叶いませんでした。「万が一にも事故を起こしてはならない」原発（核）施設で起こした取り返しのつかない史上最大の公害事件にもかかわらず「専門家証言に基づく事実と証拠、過酷な被害の実態に全く向き合わない」司法の不正義ともいえる姿勢に失望し、落胆しました。

しかし、泣いてばかりはいられません。4訴訟の仲間と「国民のいのち、暮らし、財産を守る責任の所在は何処にあるんだ！真摯な謝罪と実態に見合った賠償を行え！」と怒りをエネルギーに判決後3日間かけて経産省、文科省、復興庁、東電、福島県など関係省庁等に要請行動を行いました。

◆到底納得できない！

事故責任が確定した東電からの賠償は、中間指針^{注)}では8万円でしたが、裁判で闘い17万円上乘せ、私に対しては25万円となりましたが、訴訟費用にも足りません。

6月17日判決日、私は福島生業(なりわい)、千葉、愛媛の3訴訟の原告、弁護団と一緒に最高裁の法廷で判決を聞きました。誰もが勝利を信じていましたが、敗訴を言い渡された瞬間、体が凍りついたかのように呆然自失状態。法廷の中は水を打ったように静まり返り、傍聴席でも誰一人口を開く人はいませんでした。



報告をする馬奈木弁護士(生業原告代理人)

法廷から出て判決を待っていた歩道からあふれる500余人の支援者の「こんな判決許せね〜！」「絶対受け入れられね〜！」「裁判所は何を調べてきたんだ〜！」という福島弁の叫び声、怒声を聞いた時、我に返り、人目はばからず号泣しました。あまりの理不尽さに体が引きちぎられるような痛みと悲しみ。あれから3週間経ちましたが、気力が萎えてしまって本心から前向きになれない日々を暮らしています。

◆誰も責任取らない地震大国日本の原発再稼働は犯罪行為！

司法は国の責任に真正面から向き合わず、行政ともたれあい、あえて私たちが求めた点について判断を避けたとしか考えられません。原発は何をやっても想定外の事故は防げない、責任を取らないのであれば、国策民営で地震大国の日本での原発再稼働は国民のいのち、暮らしを守るべき国による犯罪的行為です。

あの判決後すぐに政財界から「電力不足懸念＝原発再稼働推進」の声が高まり、岸田首相は原発

の最大限活用を打ち出しています。再稼働推進のために規制基準を緩めることまで企てています。11年過ぎた今も被災地、避難者には深刻な事態が続いています。ロシアによるウクライナ軍事侵攻により有事の際には原発は危険な核施設、標的になる事が明らかになりました。国には、福島原発事故を教訓に自然・再生エネへの早期転換、さらにエネルギーや食糧の自給率の向上を早急に進め、未来へと続く命に安全な生活を保障してほしいと願います。

(下の注は部会がつけたものです)

注)「中間指針」とは、原子力損害賠償法(原賠法)に基づき設置された国の審査会が賠償額の目安として定めた基準。放射線量が高い地域では慰謝料850万～1450万円、福島市や郡山市、いわき市など自主避難の対象となった地域は同8万～48万円など。(NHK NEWS WEB(2022.3.4)より要約)
※「(東電の)確定した賠償額は3600人余りに対し総額およそ14億円」(同WEBサイト)との報道があるが、単純計算では一人あたり約39万円程度でしかない。